

松本都市計画 村井地区 地区計画

平成 8年 3月 7日決定 松本市告示第37号

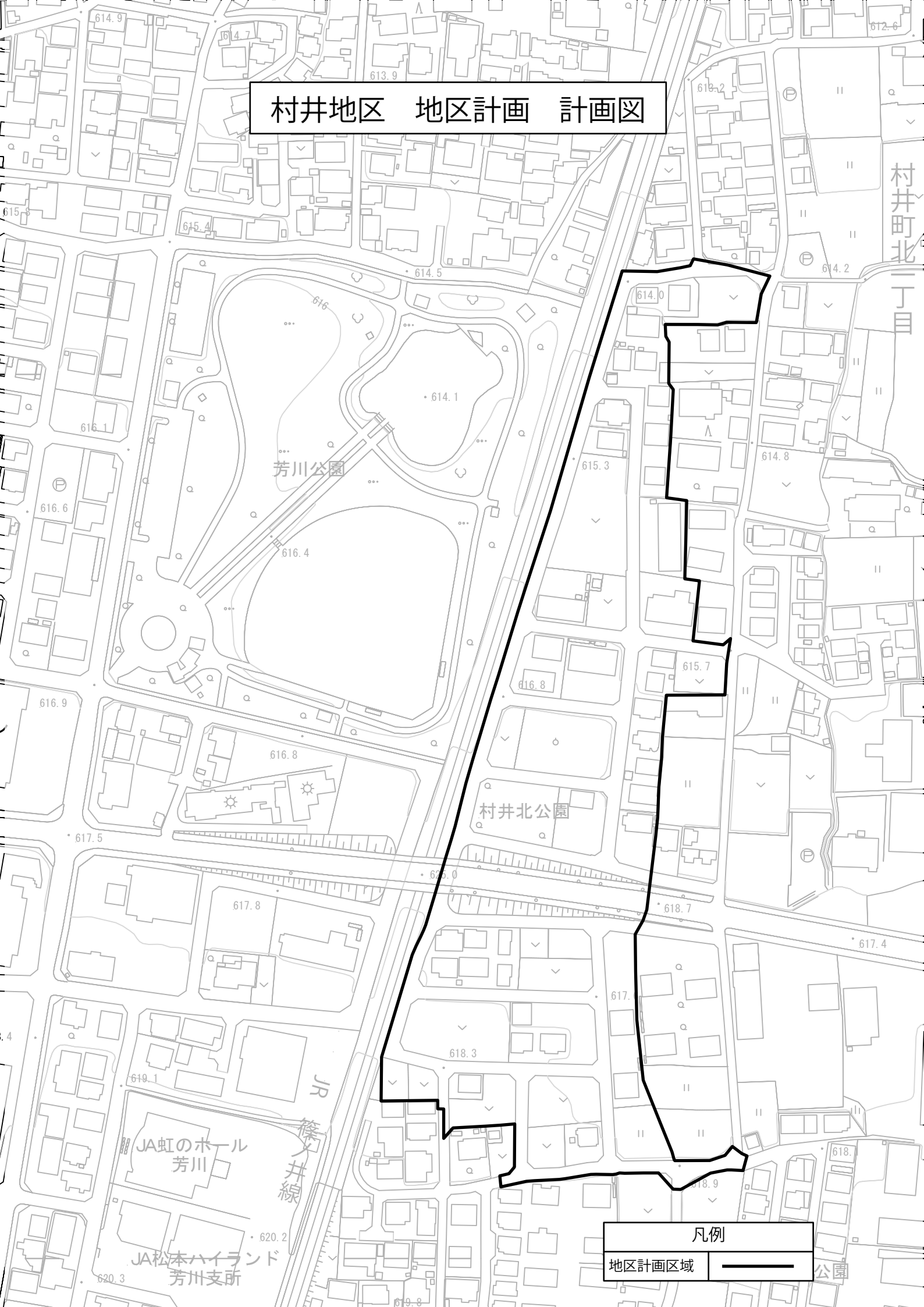
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	名 称	村井地区 地区計画
	位 置	松本市大字芳川村井町字町尻、字小原、字寺家、字平田界、 字神田、字西塚及び字岩田並びに大字芳川小屋字寺家、字北原 及び字蛇塚の各一部
	面 積	約 3.7 ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、松本市の中心部より南方約5 km、J R篠ノ井線村井駅より北方約1 kmの地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路、水路、公園、上下水道等の公共、公益施設の整備改善と宅地の利用増進を進めている。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持増進を図り、緑豊かな市街地の形成をめざす。</p>
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅地として整備、誘導を図る。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により、地区内に区画道路（W = 6 ~ 4 m）を配置し生活道路を整備すると共に、街区公園（1ヶ所）を配置する。
	建築物等の整備方針	<p>本地区全体を良好な中低層住宅地として位置づけ、建築物の用途の制限、敷地の最低限度の規制、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又はさくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策により、ゆとりを持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、その維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市建築物・広告物等デザインマニュアル」の内容を守った建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるものとする。また、植栽の枝等が道路及び隣地等にはみ出ないように、管理に努めるものとする。</p>

地 区 等 に 関 す る 画 事 項	建 築 物	建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 ホテル、旅館 2 ボーリング場、スケート場、水泳場等の運動施設 3 共同住宅で1住戸の延床面積が39㎡以下の建築物 4 畜舎 5 危険物（石油類を除く。）の貯蔵及び処理施設
	敷地面積の 最低限度		165㎡
	壁面の位置の制限		建築物（床面積の合計が10㎡以内の建築物、床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物及びゴミステーションを除く。）の外壁（出窓及び戸袋を除く。）又はこれに代わる柱の面から道路境界線及びその他隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。
	建築物等の高さ の最高限度		12m
	垣又はさくの 構造の制限		道路境界側の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 土留め擁壁及び石積み等を設置する場合は、前面道路面から高さ0.6m以下とする。 3 敷地地盤面又は2で設置したものの上に高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもの

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

知事承認事項

村井地区 地区計画 計画図



芳川公園

村井北公園

JA虹のホール
芳川

JA松本ハイランド
芳川支所

JR
相模線

凡例

地区計画区域

公園